# 窗窗会経営情報

公益社団法人 中央畜産会

Japan Livestock Industry Association

021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号 第2デイーアイシービル9降 TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890 URL https://jlia.lin.gr.jp/business/manage\_info/

E-mail jlia@jlia.jp



#### 主な記事

#### 1 畜産学習室

畜産特別資金等借受者への経営改善指導(第1回) 〜北海道における畜特資金指導の取り組み〜

(一社)北海道酪農畜産協会 市居 幸喜

#### 2 畜特資金情報

令和2年度上期における畜産特別資金等借入者の計画達成に係る実績点検結果の概要について②

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

#### 3 畜産統計情報

## 畜産統計 (令和4年2月1日現在)を公表

農林水産省大臣官房統計部

#### 4 お知らせ

各種交付金単価の公表について

## 畜産学習室

# 畜産特別資金等借受者への経営改善指導(第1回) ~北海道における畜特資金指導の取り組み~

(一社)北海道酪農畜産協会 市居 幸喜

## はじめに

北海道の農業は地域別で異なる特色を持っています。道央は稲作を中心に、野菜、軽種馬、肉用牛などの多様な農業、道南は稲作や施設園芸、畑作、果樹等、道東の十勝とオホーツクは大規模で機械化された麦、豆、馬鈴薯などの畑作および酪農畜産、道東の根釧や道北は冷涼な気候を生かした草地型酪農を展開しています。

北海道内の畜産特別資金等(大家畜特別支援資金、畜産経営改善緊急支援資金、畜産経営改善緊急支援資金、畜産経営維持緊急支援資金等(以下、「畜特資金」という)の借受者は、令和4年期首で残高を有するのが577件、貸付している融資機関は

61件です。当該借受者のうち酪農経営が528 件、肉用牛経営が47件、養豚経営が2件と酪

(表1) 地域別畜特資金借受者の状況(R4期首)

地域			融資機関	借受者	うち 酪農	【参考】 乳用牛 飼養戸数	【参考】 乳用牛 飼養頭数
	石	狩	3	8	5	123	13,879
	空	知	2	7	6	65	4,702
道央	上	Ш	6	28	23	276	34,393
坦大	留萌		1	20	19	134	14,145
	胆	振	3	10	10	105	7,614
	日	高	3	25	16	144	8,965
	後	志	1	2	1	59	4,458
道南	渡	島	1	14	11	171	15,709
	檜	山	1	1	1	70	3,944
道東	+	勝	16	90	74	1,222	241,935
坦米	オホ-	-ツク	9	67	62	789	116,996
	釧	路	5	77	74	807	131,681
	根	室	5	134	133	1,156	185,517
道北	宗	谷	5	94	93	550	62,853
	計		61	577	528	5,671	846,791

※乳用牛飼養戸数・頭数:北海道農政部調べ(R3.2月現在)



農経営が9割以上を占めています。

地域別でみると、根釧や道北の草地型酪農 地域の件数が多く、次いで十勝やオホーツク の畑作地域となっています。道央や道南につ いて、件数は少ないものの、飼養戸数の1割 以上が借受者となっている振興局もあります (表1)。

## 北海道の畜特資金対策状況

畜特資金の新規対策は、年により件数の多 少はあるものの、毎年発生しています。筆者 は平成22年度より畜特資金に関わっています が、その頃は飼料高騰対策として措置された 畜産経営維持緊急支援資金の2年目で200件 を超える要望があり、通常の畜特資金と併せ ると300件以上の新規対策を実施しました。

近年は乳価の上昇等もあり、現対策期間 (H30~) でみるとH30が8件、R1が11件、 R 2 が18件、R 3 が32件と、徐々に増えては いますが、過去から見ると好調だった酪農情 勢を背景に対策件数はかなり減っています (表2)。

今年度は、5年間の現対策期間の最終年度 であることと、昨今の情勢の悪化から、現対 策期間では最も多い40件以上の要望がありま した。畜特資金の貸付は、実施要綱上、基本 的には5月と11月の年2回ですが、北海道で は11月貸付の対応を原則として事業を推進し ており、本稿が掲載される7月は融資機関か ら提出された経営改善計画書について、振興 局段階のヒアリングが行われています。

(表2) 北海道における畜特資金融資実行状況

年度	資金名	件数	融資額(百万円)			
S56		3,085	14,676			
S57	酪農経営負債整	3,019	12,284			
S58	附辰在名貝俱登     理資金	2,585	13,024			
S59	<b>- 廷貝立</b>	1,718	5,280			
S60		1,505	9,380			
S63		687	3,473			
H01	一 大家畜経営体質 一 強化資金	732	3,788			
H02						
H03		1,071	8,697			
H04		1,444	25,455			
H05		534	3,737			
H06		773	5,831			
H07		757	5,175			
H08	大家畜経営活性	761	5,988			
H09	化資金	705	5,816			
H10		708	6,723			
H11		617	4,990			
H12		516	8,727			
H13		171	1,232			
H14		178	981			
H15	大家畜経営改善	174	1,441			
H16	大家宙柱呂以書     支援資金	154	1,408			
H17	义)及只亚	146	3,136			
H18		103	1,005			
H19		136	3,216			

年度	資金名	件数	融資額(百万円)
H20		175	1,620
H21		91	746
H22		93	773
H23		161	1,464
H24		255	5,018
H25		52	470
H26	大家畜特別支援	61	747
H27	入家田村加又版     資金	60	616
H28	貝亚	42	390
H29		50	2,623
H30		8	306
R01		11	129
R02		18	225
R03		32	467
H21	畜産経営維持緊	220	11,907
H22	急支援資金	216	10,919
H25	畜産経営改善緊	27	1,577
H26	急支援資金	34	1,775
H27	<b>心义</b> 饭貝立	4	274

## 事業推進体制

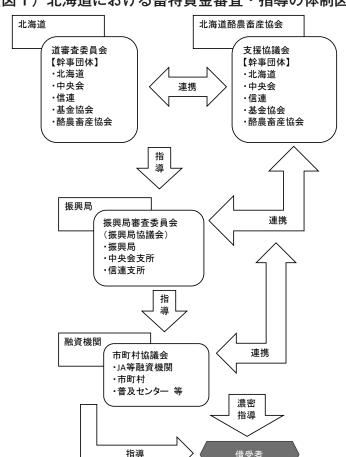
当協会は北海道が設置した審査委員会の構 成団体である一方、指導事業を行う北海道酪 農畜産経営改善支援協議会(以下、「協議会」 という)の事務局として融資機関や借受者指 導を実施しています。

審査委員会および協議会は、北海道、中央 会、信連、農業信用基金協会および当協会を 幹事団体と位置付け、審査や指導を一体的に 行っています。また、14振興局には審査委員 会が設置されており、指導業務も担うことが 規定されています(**図1**)。

新規貸付および計画の見直しを行う融資機 関は、借受予定者と協議して計画書を作成し

ますが、協議会では6月に融資機関向けの研 修会を開催し、計画作成指導を行っています。 7月から振興局審査委員会が融資機関を対象 にヒアリングを行い、8月中下旬から道審査 委員会が振興局審査委員会を対象にヒアリン グを行います。

その後、国のヒアリングを経て、審査委員 会を開催し、計画の承認という運びになりま すが、ヒアリングを通じて指導体制に課題が あると見られる融資機関や経営状況がより厳 しい先に融通した融資機関に対し、協議会が 振興局審査委員会と連携して巡回指導を行い ます(表3)。なお、畜特資金を融通してい る融資機関は、ほぼ農業協同組合(以下、「JA」 という)です。



(図1) 北海道における畜特資金審査・指導の体制図

(表3)	畜特資金審査・指導年間スケジュー	ル
(120)	田川泉平田日 10分子10ハノノユー	, v

時期	内 容		備	考
4月	全国担当者会議			
5~6月	全道担当者会議	対	象:振興 会等	局審査委員
6月	一般研修会	対	象:JA等	<b>穿融資機関</b>
7月	振興局ヒアリング		規貸付、 A等融資機	見直し案件 関
8~9月	道ヒアリング	1	規貸付、 興局審査	条件変更等 委員会
10月	中央現地調査 国ヒアリング			
11月	審查委員会、協議会 貸付実行	開催		
12月~	道巡回指導			

## JAの指導

北海道の多くのJAは、クミカン制度(組 合員勘定制度)を活用し、組合員の生産活動 や生活を支えています。クミカン制度とは、 組合員が作成する営農計画書により定めた取 引を決済する口座で、残高不足の場合は当座 貸越により自動的に貸出し、決済する方式で、 1年間の短期資金であり、年末には必ず精算 しプラスで繰越さなければなりません。毎月 集計されるクミカン報告票は、収支科目ごと の詳細な取引額が記載され、計画と実績の対 比を常にチェックができ、検証と見直しが可 能となっています。

つまり、クミカン制度を適正に活用するこ とは、PDCAサイクルを回すことにつながり、 経営改善に寄与するのです。また、クミカン 報告票はJA営農指導担当職員にも共有され、 即応的な指導が可能となっています。

しかし、営農計画書作成における収支見通 しのズレ、災害等による減収・費用増、期中

の計画見直し等の対策が不十分等により年末 の段階で残高不足に陥るケースがあります。 その場合、当該組合員はJAと相談し、預貯 金の取り崩し、資産処分、資金対応などの穴 埋め策を検討します。残高不足になった原因 究明が遅れた場合、課題解決に時間を要する 場合など、数年にわたり残高不足になるケー スがあります。これを資金対応した場合、負 債が累増し、償還圧が高くなり、償還が困難 になり、最終的に畜特資金の利用に至ってし まいます。

IAにおいては、組合員が畜特資金を利用 せざるを得なくなるまで放置しているわけで はなく、クミカンが年末の残高不足になる状 況が何年か続いた段階で、特定組合員に指定 し、徹底的なクミカンの管理、支出低減指導、 生産技術指導を行っています。特定組合員と は、JAにより指定基準が多少異なりますが、 収支状況が悪化している経営、資産に対する 負債割合が高い経営、新規就農者等の重点的 な指導が必要な組合員です。

特定組合員に指定された組合員は、営農計 画書に計上されていない支出に関しては基本 認められず、真に経営維持に必要なものに限 り、JAの承諾を得て行っています。支出低 減指導については、まず生産に影響を与えな い家計費の抑制について検討を行います。そ のためには、経営主および妻子や両親の理解 が不可欠であり、当該組合員の置かれている 状況を家族と共有します。

生産技術指導については、例えば酪農経営 であれば乳房炎に悩む組合員が多く、その原 因究明を行います。しかし、乳房炎の原因は、 外部からの原因菌の流入や搾乳機器の劣化、

間違った搾乳手順の定着、飼料中のカビなど さまざまであり、その特定および対策に長期 間を要する場合があります。実際、JAが畜 特資金を融通する経緯を確認すると、家計費 と乳房炎を資金不足の原因としていることが 多くなっています。

IAの指導は、配置された営農指導担当職 員を中心に行い、その上席職員や理事にも情 報共有を図り、場合により担当理事や組合長 が指導に参加することもあります。また、生 産技術指導については地域の関係団体等と連 携をして行うケースもあります。

畜特資金は、償還負担軽減のため長期低利 資金への借換に併せ、融資機関による借受者 に対する経営改善指導の実施が要件となって おり、上記のようなJAの指導はまさに要件 に合致するものであります。

## 巡回指導

巡回指導は新型コロナウイルス感染症が発 生して以降、実施を控えていますが、通常は ヒアリング終了後に、協議会幹事団体と協議 して対象JAを選定し、各振興局の協力の下、 実施しています。

内容は、地域 (JA) の概況、酪農家・畜 産農家の状況、畜特資金借受者の現状、計画 作成・達成指導の手法、指導体制等を事前に 調査表に記載してもらい、その記載内容につ いて質疑を行い、当該JAの畜特資金に対す るスタンスを確認します。その後、借受者の 現地訪問を行い、農場視察をする他、経営主 に対し協議会から改めて畜特資金の主旨等を 説明し、理解醸成に努めています。

これまで実施した巡回指導では、IAによ る計画達成指導について、普及センター等と 指導チームを結成し、重点的に対応している 場合や飼養管理のコンサルタントを招聘し、 JA担当者と一緒に指導を行う場合など、JA によって手法はさまざまですが、しっかりと 取り組んでいることが確認できています。特 に、根釧や道北地域のJAは、組合員のうち 酪農経営が圧倒的なシェアを占めており、職 員の多くが酪農に関する知識と経験が豊富 で、創意工夫をしながら現場指導を行ってい ます。

一方、道央、道南、十勝・オホーツクの酪 農畜産以外の農業が主となる地域では、多様 な農業が展開されており、酪農畜産経営に対 する指導体制の構築が難しい場合もありま す。このような地域において、JAが畜特資 金を融通する場合は、ヒアリングの段階で指 導体制について確認するとともに、積極的に 巡回指導を企画しています。

巡回指導を行った結果、借受者指導につい て協議会の支援が必要な場合は、濃密指導の 対象とし、主に当協会がJAや地域の関係者 と協力して指導にあたっています。

## 濃密指導

表1のとおり、北海道内には500件を超え る借受者があり、ローリング対策中や計画見 直し期間中にある借受者も100件近くあり、 その全てを濃密指導の対象にするのは当協会 の体制的に不可能です。巡回指導の実施によ り、JAや借受者の状況を確認し、今年度は 7融資機関、18件の借受者を抽出し、実施す



る計画としています。中には10年間、濃密指 導の対象にしているJAもあり、複数の借受 者を重点的に指導しています。その借受者の 中には、経営改善が図られ無事に見直し期間 が終了し、濃密指導の対象から外れた者、指 導の甲斐なく経営中止に至った者、新たに畜 特資金を借り受けて濃密指導対象になった者 があるが、その変遷については次号で触れた いと思います。

濃密指導は、JAより月次のクミカン報告 票と牛群検定成績等の頭数、生産量等が把握 できる資料を提供してもらい、進捗状況を定 量的に把握するほか、JAおよび地域の関係 者と一体的に現地指導を行います。また、資 金不足となる原因をより正確に把握するた め、当協会の手法により経営診断を行うこと もあります。

現地指導では、飼養牛の状態(ボディコン ディション)やグラスサイレージ、デントコー ンサイレージ等自給粗飼料の性状を確認する ほか、経営主から直近のトピックを聴き取り します。進捗状況が計画に未達の場合は、現 地にてその原因の把握に努め、今後の対応を IA等と協議し、必要に応じて計画を見直し、 追加支援を行います。例えば、計画より経産 牛の淘汰数が多い場合、当初計画になかった 初妊牛導入を行うなどが挙げられます。濃密 指導の対象となる借受者はもれなく特定組合 員に位置付けられており、JAにクミカン利 用を厳しく管理されているので、計画にない 支出は原則できないが、今後の経営改善にプ ラスと判断される場合は柔軟に対応すること もあります。

## おわりに

令和2年度に畜特資金の実施要綱が改正さ れ、それまで計画の見直し期間が貸付後5年 間、必要に応じて10年間とされていたものが、 据置期間終了後原則5年間、経営改善状況に より1年間~償還終了までとなりました。

畜特資金は最長5年間の償還据置期間を設 けることができるので、償還が始まる前に見 直し期間が終了するのを避けるという狙いが あります。また、場合により早期に見直し期 間を終了できることから、経営改善に向けて の借受者のモチベーションを高く持ってもら うという狙いもあります。

畜特資金の見直し期間中は、多くのJAが 特定組合員に位置付けています。そのため、 その期間中は借受者の経営がJAの管理下に あり、この状況が長期化すればかえって自立 経営の確立を阻害しかねません。そのために も、融資機関においては経営悪化が続き泥沼 化する前に畜特資金を利用していただきたい。

畜特資金は、借りる側にも貸す側にもいろ いろと縛りがあり、取り組むのに二の足を踏 んでしまいます。しかし、対策を打つタイミ ングを失ってしまっては、救えるものも救え ません。農家戸数が年々減少する現状にあっ ては、1戸たりともつぶせないはずです。協 議会としても融資機関や借受者をしっかりと サポートするためにも、早めの利用を検討し ていただきたいと思います。

(筆者:(一社) 北海道酪農畜産協会 経営支 援部長/総括畜産コンサルタント)



# 令和2年度上期における畜産特別資金等借入者の計画達成に係る実績点検結果の概要について②

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

- (2) 肉用牛経営(表2)
  - ア 計画に対する進捗状況
    - ① 報告があった農家数141戸(経営形態別:肉専繁殖76戸、肉専肥育53戸、乳用肥育11戸、哺育育成1戸)の一戸当たりの実績は、飼養頭数は122.9頭(計画対比97.7%)で、畜産部門収入は31,937千円(同44.6%)、畜産部門支出は31,971千円(同49.6%)、家計費は1,843千円(同53.6%)となり、償還財源は1,205千円(同13.6%)となっています。
    - ② 北海道の一戸当たりの実績は、飼養 頭数は120.3頭(計画対比95.1%)で、畜 産部門収入は32,249千円(同52.7%)、 畜産部門支出34,419千円(同62.6%)、

- 家計費は3,062千円(同50.8%)となり、 償還財源は-2,800千円(同-46.5%) となっています。
- ③ 府県の一戸当たりの実績は、飼養頭数は122.9頭(計画対比97.8%)で、畜産部門収入は31,930千円(同44.4%)、畜産部門支出は31,917千円(同49.3%)、家計費は1,814千円(同53.7%)となり、償還財源は1,295千円(同14.5%)となっています。
- ④ 全国の償還財源の進捗率は、0%以下の農家が36戸(25.5%)、0~50%未満が37戸(26.3%)、50%以上が68戸(48.2%)となっています。

#### (表2) 肉用牛経営の資金別計画達成の進捗状況(一戸当たり)

(単位:千円、%)

区分	資 金 名	集計	飼養頭数		畜産部	門収入	畜産部	門支出	家記	十費	償還	財源
	其 並 石	戸数	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比
	畜産特別資金	3	120.3	95.1	32,249	52.7	34,419	62.6	3,062	50.8	-2,800	-46.5
北海道	緊急支援資金	0	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_
	計	3	120.3	95.1	32,249	52.7	34,419	62.6	3,062	50.8	-2,800	-46.5
	畜産特別資金	81	156.3	97.1	41,643	45.0	40,284	48.6	1,975	52.8	3,097	24.7
府 県	緊急支援資金	57	76.1	99.7	18,128	42.6	19,814	51.1	1,595	55.3	-1,459	-38.5
	計	138	122.9	97.8	31,930	44.4	31,917	49.3	1,814	53.7	1,295	14.5
	畜産特別資金	84	155.0	97.0	41,307	45.2	40,075	48.9	2,018	52.7	2,886	23.5
計	緊急支援資金	57	76.1	99.7	18,128	42.6	19,814	51.1	1,595	55.3	-1,459	-38.5
	計	141	122.9	97.7	31,937	44.6	31,971	49.6	1,843	53.6	1,205	13.6

(注) 北海道の畜産特別資金の償還財源は、3戸のうち2戸がマイナスとなっている。この要因は、子牛の事故や自家増殖による保留のためとなっている。

## イ 計画に対して進んでいない要因等 〔畜産部門収入〕

- ・新型コロナの影響によりインバウン ドや外食需要の落ち込みから枝肉価 格が下落
- ・和牛子牛市場は新型コロナの影響に より2割程度安くなっている
- ・従業員不足により、飼育管理が思う ようにできず出荷頭数・売上が下落
- ・発情発見および飼料給与がしっかり できておらず受胎率が低いため
- ・繁殖雄牛の増頭のため、育成牛を増やしたことから、販売頭数が減少
- ・死産や廃用、保留により予定販売頭 数は減少
- ・分娩頭数のばらつきがあり後半の出 荷頭数に固まっているため

#### [畜産部門支出]

- ・もと牛相場の高騰
- ・配合飼料価格の高止まり

#### ウ 地域で実施した指導と今後の対応

- ① 経営・資金管理等の指導
  - ・貸付金および購買未収金の支払い状 況確認のため、毎月総与信会議を開 催
  - ・昨年同様、経営改善の経過把握のた め、畜産協会による経営診断を行う
  - ・後継者へのスムーズな継承が行える よう、本人と後継者立会のもと、毎 月の営農口座の流れを確認
  - ・家計簿の記帳を継続するよう指導
  - ・上物率・枝肉重量アップに向け、後 継者を含めた実績検討会を開催
- ② 飼養技術・管理等の指導
  - ・普及センターの飼料給与量設計のも との飼料給与および繁殖管理アプリ

活用による発情確認の徹底を指導

- ・計画的な導入ローテーションの実施 により、肥育期間の短縮、事故防止 および疾病対策も含め、個体管理(去 勢中心の導入、肥育日数の短縮)の 徹底を指導
- ・母牛の分娩前後はチモシーを給与 し、安定期にはストローの給与で経 費の削減をする
- ③ 疾病、事故低減対策等の指導
  - ・子牛の飼育管理の改善指導(防寒・ 暑熱対策)
  - ・健康観察(朝・昼・夕・夜の4回)、 病畜の早期発見治療
  - ・細霧装置を活用した畜舎環境改善対 策
  - ・個体管理のため年2回の血液検査を 実施し、ビタミン欠乏等の事故率低 減
  - ・ビタミンコントロール・飼料給与量 徹底による枝肉重量増加および事故 率低減指導
- ④ 自給飼料の確保等
  - ・採草地の肥培管理および放牧地の有 効活用、良質粗飼料増産に向けた取 り組み
  - ・飼料費を抑えるため、自給粗飼料確 保に努めている

#### エ 県協議会の指導・支援事項

- ① 経営・資金管理等の指導
  - ・普及センター、振興局、JA、町とが面談し、育成状況、母体管理(受胎状況)、飼料給与設計、現物調査等、作業ノウハウ等多岐にわたる相談、アドバイスを実施しており、今後も継続・定期的に開催される現地指導



班会議や現地指導に参画し、改善状 況の把握と指導を実施

- ・飼育管理について営農センターで指 導を実施
- ・家畜異動状況(成畜および育成畜、 子畜の生産・導入・販売・死亡廃用 等) 記録記帳の徹底および定期的な 報告
- · 地域支援組織 (家保、農協畜産課、 農協支店金融課)の担当が人事異動 等により、畜特資金借入者への指導 方法、見直し計画書作成方法等が十 分に理解されていないので、県主務 課と連携し融資機関支援を重点的に 行う
- ・新規投資は、原則、審査会の合議事 項となることを周知(事前に融資機 関に必ず相談)
- ・指導部署と購買部署と連携した未払 金(特に飼料代)の徹底管理
- ② 飼養技術・管理等の指導
  - ・定期去勢による出荷月齢の適正化と 早期化
  - ・分娩間隔の短縮のため発情観察、妊 娠鑑定の徹底
  - ・同じ雌の多頭飼育の農家を参考と し、飼い慣らし期間の給餌内容と肥 育後期の仕上げ方の見直しを行うこ とで、肉質はそのままに増体に寄与 するような方策を提案、指導

- ③ 疾病、死亡低減対策等の指導
  - ・定期的な採材等の衛生検査による感 受性、免疫移行等の把握、原因追及 や初期対応
  - ・牛舎・牛床の消毒および早期交換
  - ・子牛の病気(ヨーネ病検査、BLV 検査)の陽性判明もあり、区分管理 と感染率低減正常化に向けての感染 防止対策への取り組み指導

#### (3)養豚経営(表3)

#### ア 計画達成に係る進捗状況

- ① 報告があった農家数27戸(経営形態 別:一貫22戸、肥育5戸)の一戸当た りの実績は、飼養頭数は1.131.4頭(計 画対比97.7%)で、畜産部門収入は 74.737千円 (同57.9%)、畜産部門支出 は58,990千円(同54.9%)、家計費は1,541 千円(同56.7%)となり、償還財源は 6.445千円(同48.8%)となっています。
- ② 全国の償還財源の進捗率は、0%以 下の農家が4戸(14.8%)、0~50%未 満が10戸(37.0%)、50%以上が13戸 (48.2%) となっています。

#### イ 計画に対して進んでいない要因等

- ・年初の新型コロナの影響による豚価低 洣
- ・過去に浮腫病、PED、資金繰り等の 影響で母豚更新が定期的に行われず、

#### (表3)養豚経営の資金別計画達成の進捗状況(一戸当たり)

(畄位・壬田 %)

										(土)。	1117 \( \( \) \( \)
資 金 名	集計	飼養	頭数	畜産部	門収入	畜産部	門支出	家言	十費	償還	財源
其 並 右	戸数	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比	(平均)	計画対比
畜産特別資金	11	673.5	99.9	80,487	57.8	54,848	53.0	1,764	58.4	4,163	29.0
緊急支援資金	16	1,235.6	96.4	70,784	57.9	61,837	56.2	1,411	55.6	8,013	64.4
計	27	1,131.4	97.7	74,737	57.9	58,990	54.9	1,541	56.7	6,445	48.8

現在もその影響で繁殖成績が低迷

- ・年間分娩回数が業界平均と比較して低 位かつ、離乳後の死亡率も高位と未達
- ・労働力の低下による繁殖・育成管理不 足
- ・高温と下痢による発育不足が出荷遅れ の要因
- ・子豚導入頭数の相場価格をみて判断していたため、前期は計画通り出荷できる体制ではなかった
- ・繁殖雌豚の事故による減少や、種付け がうまくいかず子豚生産頭数が減少

#### ウ 地域で実施した指導と今後の対応

- ① 飼育技術・管理等の指導
  - ・母豚更新を目的とした育成豚の導入 の継続
  - ・資金繰表・実績表等を正確に記録す るよう指導
  - ・安定した出荷頭数を維持のため、妊 娠鑑定の実施等による受胎率の悪い 母豚の更新
  - ・経営改善計画の数値を常に意識しな がら、運営をするよう指導
  - ・生産性向上・事故率改善に向けて、 作業内容の見直し
  - ・肥育および一貫の出荷頭数バランス を計画どおりできる体制の強化
- ② 疾病、事故低減対策等の指導
  - ・洗浄・消毒の徹底
  - ・全農獣医による定期的指導
  - ・専門的な技師、獣医師等の指導体制 の強化
  - ・全農、くみあい飼料を交え衛生管理 等の指導と現場の状況を確認

#### エ 県協議会の指導・支援事項

- ① 経営・資金管理等の指導
  - ・指導内容は関係機関と合同で経営の 検討と今後の改善について協議・指 導
  - ・毎月の口座取引管理(資金管理)をし、本人と面談して経営、生活資金を把握
  - ・販売代金からの償還財源の確保
  - ・融資機関と連携して定期的に経営状 況や資金繰りの把握と助言指導の実 施
- ② 飼養技術・管理等の指導
  - ・経済連と連係し、肥育用もと豚導入 時には、技術員が立会い、飼育管理 状況等情報交換を行い、管理衛生指 導等を行っている
  - ・月1回の経済連獣医師による巡回指 導・検討会の実施
  - ・子取用雌豚更新(10頭/年)を行い 分娩頭数の増加と適時による授精指 導を行い、生産性の向上を図る
  - ・飼養管理体系および技術の改善指 導、指導員による指導の徹底
- ③ 疾病、事故低減対策等の指導
  - ・慢性化している疾病対策のためオー ルインオールアウトの実施
  - ・豚コレラ、PED等の衛生、侵入防 止対策の徹底
  - ・オールアウトによる空舎期間(水洗 消毒洗浄)の確保

#### 問い合わせ先

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

担当:小林

TEL: 03-6206-0833 FAX: 03-5289-0890

## 畜産統計情報

## 畜産統計(令和4年2月1日現在)を公表

農林水產省大臣官房統計部

## 調査(集計)目的

農林水産省大臣官房統計部は7月12日、令 和4年2月1日現在の「畜産統計」を公表した。

畜産統計は、主要家畜(乳用牛および肉用 牛ならびに豚、採卵鶏およびブロイラー)に 関する規模別・飼養状態 (経営タイプ) 別飼 養戸数、頭数等を把握し、わが国の畜産生産 の現況を明らかにするとともに、畜産行政推 進のためのに資する資料を整備することを目 的としている。

なお、本誌では、乳用牛、肉用牛、豚の調 査結果を報告する。

## 調査(集計)対象

#### (1) 乳用牛および肉用牛

牛個体識別全国データベース(牛の個体識 別のための情報の管理および伝達に関する特 別措置法(平成15年法律第72号)第3条第1 項の規定により作成される牛個体識別台帳に 記載された事項その他関連する事項をデータ ベースとしたもの。以下「個体データ」とい う) に登録された全国の乳用牛および肉用牛 の飼養者を集計の対象とした。

#### (2) 豚

全国の豚飼養者とした。なお、飼養者が複

数の畜種を飼養している場合は、それぞれの 畜種別に調査の対象とした。また、複数の飼 養地(畜舎)を持ち、個々に要員を配置して 飼養を行っている場合、それぞれの飼養地(畜 舎)を1飼養者とした。ここでいう飼養者と は、家畜を飼養する全ての者(個人または法 人) のことであり、学校、試験場等の非営利 的な飼養者を含む。

なお、集計方法等については農林水産省の ホームページを参照 (https://www.maff.go. jp/j/tokei/kouhyou/tikusan/index.html).

## 調査結果

#### (1)乳用牛

飼養戸数は1万3300戸で、前年に比べ500 戸(3.6%)減少した。飼養頭数は137万1000 頭で、前年に比べ1万5000頭(1.1%)増加 した。飼養頭数の内訳をみると経産牛は86万 1700頭で前年に比べ1万2400頭(1.5%)増 加した。また、未経産牛は50万9500頭で、前 年に比べ3000頭 (0.6%) 増加した。なお、1 戸当たり飼養頭数は103.1頭で前年に比べ4.8 頭増加した(表1)。

乳用牛の成畜 (満2歳以上の牛) 飼養頭数 規模別にみると、飼養戸数は、前年に比べ 「100~199頭」および「200頭以上」の階層で

増加したが、これら以外の階層で減少した。

飼養頭数は、前年に比べ「100~199頭」お よび「200頭以上」の階層で増加したほか、 「1~19頭」の階層で前年並みとなったが、 これら以外の階層では減少した。なお、成畜 飼養頭数規模別の飼養頭数割合は、「100~ 199頭」および「200頭以上」の階層で全体の 約5割を占めている(**表2**)。

全国農業地域別にみると、乳用牛の飼養戸 数は、前年に比べ沖縄で増加したが、これ以 外の地域で減少した。飼養頭数は、前年に比 べ北海道、関東・東山および中国で増加した ほか、北陸および四国で前年並みとなったが、 これら以外の地域では減少した。なお、地域 別の飼養頭数割合は、北海道が全体の約6割 を占めている(**表3**)。

#### (2) 肉用牛

飼養戸数は4万400戸で、前年に比べ1700 戸(4.0%)減少した。飼養頭数は261万4000

(表1)乳用牛の飼養戸数・頭数(全国)

					飼	養頭	数		
	区	分	飼養戸数	÷1.		経産牛		十级文件	1戸当たり
				計	小 計	搾乳牛	乾乳牛	未経産牛	飼養頭数
			戸	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	頭
実	数								
	令和	和3年	13,800	1,356.0	849.3	726.0	123.3	506.5	98.3
		4	13,300	1,371.0	861.7	736.5	125.2	509.5	103.1
対前	年比(9	%)							
	4	1/3	96.4	101.1	101.5	101.4	101.5	100.6	1) 4.8

注:数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある(四捨五入の方法については14ページを参照。以下表15まで同じ。)。 1) は対前年差である。

### (表2) 乳用牛の成畜飼養頭数規模別飼養戸数・頭数 (全国)

				成畜飼養頭数規模									
区	分	単位	計	小計	1~19頭	20~29	30~49	50~79	80~99	100~199	200頭 以上	300頭 以上	子畜のみ
飼養戸数													
実 数	令和3年	戸	13,800	13,500	2,710	1,740	3,280	2,820	946	1,420	610	316	296
	4	"	13,300	13,000	2,510	1,590	3,120	2,750	917	1,450	669	348	310
対前年比	4/3	%	96.4	96.3	92.6	91.4	95.1	97.5	96.9	102.1	109.7	110.1	104.7
構成比	令和4年	"	100.0	97.7	18.9	12.0	23.5	20.7	6.9	10.9	5.0	2.6	2.3
飼養頭数													
実 数	令和3年	千頭	1,356.0	1,339.0	59.2	63.4	190.6	264.3	127.6	280.9	353.5	254.0	16.3
	4	"	1,371.0	1,353.0	59.2	61.5	175.1	256.6	120.9	287.5	392.4	281.1	17.9
対前年比	4/3	%	101.1	101.0	100.0	97.0	91.9	97.1	94.7	102.3	111.0	110.7	109.8
構成比	令和4年	"	100.0	98.7	4.3	4.5	12.8	18.7	8.8	21.0	28.6	20.5	1.3
33- 1 394-4-6-	#1 EQ 18 45 10 -41- 24	******	何辛セナム	4									

学校、試験場等の非営利的な飼養者を含む。

### (表3) 乳用牛の全国農業地域別飼養戸数・頭数

区	分	単位	全国	北海道	東北	北陸	関東 ・ 東山	東海	近 畿	中 国	四国	九州	沖 縄
飼養戸数													
実 数	令和3年	戸	13,800	5,710	2,000	266	2,560	582	412	597	286	1,350	64
	4	"	13,300	5,560	1,900	253	2,430	549	392	577	274	1,300	65
対前年比	4/3	%	96.4	97.4	95.0	95.1	94.9	94.3	95.1	96.6	95.8	96.3	101.6
全国割合	令和4年	"	100.0	41.8	14.3	1.9	18.3	4.1	2.9	4.3	2.1	9.8	0.5
飼養頭数													
実 数	令和3年	千頭	1,356.0	829.9	98.3	12.2	170.4	47.6	24.7	47.7	16.7	104.0	4.3
	4	"	1,371.0	846.1	97.4	12.2	172.2	47.0	24.4	48.0	16.7	103.1	4.0
対前年比	4/3	%	101.1	102.0	99.1	100.0	101.1	98.7	98.8	100.6	100.0	99.1	93.7
全国割合	令和4年	"	100.0	61.7	7.1	0.9	12.6	3.4	1.8	3.5	1.2	7.5	0.3

注:沖縄の飼養頭数の対前年比は、小数第2位までの実数をもとに算出している。

子は、Max/94747名刊的な問責者とはいる 飼養顕数は、子畜(2歳未満の牛で、分べん経験のない牛)を含む全ての乳用牛である。 割合については、単位未満を四捨五入したため、内訳の計が100%とならない場合がある(以下表15まで同じ。)。



頭で、前年に比べ9000頭(0.3%)増加した。 飼養頭数の内訳をみると、肉用種は181万 2000頭で前年に比べ1万7000頭(0.9%)増 加した。このうち子取り用めす牛は63万6800 頭で前年に比べ4000頭(0.6%)増加、乳用 種は80万2200頭と前年に比べ2万6400頭 (3.4%) 増加した。なお、1戸当たり飼養頭数 は64.7頭で、前年に比べ2.8頭増加した(表4)。

肉用牛の総飼養頭数規模別にみると、飼養 戸数は、前年に比べ「100~199頭」、「200~ 499頭」および「500頭以上」の階層で増加し たが、これら以外の階層で減少した。

飼養頭数は、前年に比べ「500頭以上」の 階層で増加したが、これ以外の階層では減少 した。なお、総飼養頭数規模別の飼養頭数割 合は、「500頭以上」の階層が全体の約4割を 占めている(表5)。

全国農業地域別にみると、肉用牛の飼養戸 数は、前年に比べ全ての地域で減少した。飼 養頭数は、前年に比べ東北、北陸、九州およ び沖縄で減少したが、これら以外の地域では 増加した。なお、地域別の飼養頭数割合は、 九州が全国の約4割を占めている(表6)。

(表4) 肉用牛の飼養戸数・頭数(全国)

					飼	養	頭	数				
	区	分	飼養戸数					乳	用 種		1戸当	
<u> </u>		73	四度产数	計	肉用種	子取り用 めす牛	小		ルスタ ン種他	交雑種	飼養	頭数
			戸	千頭	千頭	千頭	3	千頭	千頭	千頭		頭
実	数											
	令	7和3年	2,100	2,605.0	1,829.0	632.8	77	75.8	250.0	525.7		61.9
		4	40,400	2,614.0	1,812.0	636.8	80	02.2	246.9	555.3		64.7
対前	i年比(	(%)										
		4/3	96.0	100.3	99.1	100.6	10	03.4	98.8	105.6	1)	2.8

注:1) は対前年差である。

(表5) 肉用牛の成畜飼養頭数規模別飼養戸数・頭数(全国)

		単				総畜	飼 養	頭数規	模			
区	分	位	計	1~4頭	$5 \sim 9$	10~19	20~29	30~39	50~99	100~199	200~499	500頭 以上
飼養戸数												
実 数	令和3年	戸	42,100	9,700	8,260	7,760	3,880	4,130	3,950	2,210	1,420	763
	4	"	40,400	9,020	7,830	7,410	3,760	4,060	3,860	2,220	1,430	783
対前年比	4/3	%	96.0	93.0	94.8	95.5	96.9	98.3	97.7	100.5	100.7	102.6
構成比	令和4年	"	100.0	22.3	19.4	18.3	9.3	10.0	9.6	5.5	3.5	1.9
飼養頭数												
実 数	令和3年	千頭	2,605.0	26.1	59.2	113.7	98.6	166.3	290.4	322.6	445.1	1,083.0
	4	"	2,614.0	23.8	55.1	106.9	93.9	161.5	280.0	320.0	444.7	1,128.0
対前年比	4/3	%	100.3	91.2	93.1	94.0	95.2	97.1	96.4	99.2	99.9	104.2
構成比	令和4年	"	100.0	0.9	2.1	4.1	3.6	6.2	10.7	12.2	17.0	43.2

注:学校、試験場等の非営利的な飼養者を含む。

#### (表6) 肉用牛の全国農業地域別飼養戸数・頭数

区	分	単位	全国	北海道	東北	北陸	関東 ・ 東山	東海	近 畿	中 国	四 国	九州	沖 縄
飼養戸数				,									
実 数	令和3年	戸	42,100	2,270	10,500	339	2,660	1,060	1,450	2,310	644	18,500	2,250
	4	"	40,400	2,240	10,000	328	2,610	1,050	1,400	2,220	618	17,700	2,170
対前年比	4/3	%	96.0	98.7	95.2	96.8	98.1	99.1	96.6	96.1	96.0	95.7	96.4
全国割合	令和4年	"	100.0	5.5	24.8	0.8	6.5	2.6	3.5	5.5	1.5	43.8	5.4
飼養頭数													
実 数	令和3年	千頭	2,605.0	536.2	335.1	21.1	277.2	122.2	90.4	128.3	59.6	952.5	81.9
	4	"	2,614.0	553.3	334.1	20.8	281.4	125.0	90.6	128.9	60.3	941.7	78.0
対前年比	4/3	%	100.3	103.2	99.7	98.6	101.5	102.3	100.2	100.5	101.2	98.9	95.2
全国割合	令和4年	"	100.0	21.2	12.8	0.8	10.8	4.8	3.5	4.9	2.3	36.0	3.0

#### (3) 豚

飼養戸数は3590戸で、前年に比べ260戸 (6.8%)減少した。飼養頭数は894万9000頭で、 前年と比べ34万1000頭(3.7%)減少した。 飼養頭数の内訳をみると、子取り用めす豚は 78万9100頭で、前年に比べ3万4100頭(4.1%) 減少し、肥育豚は751万5000頭で前年に比べ 16万1000頭(2.1%)減少した。なお、1戸 当たり飼養頭数は2492.8頭で前年に比べ79.8 頭増加した(表7)。

肥育豚の飼養頭数規模別にみると、飼養戸 数および飼養頭数は、いずれも前年に比べ 「500~999頭」の階層で増加したが、これ以 外の階層で減少した。なお、肥育豚飼養頭数 規模別の飼養頭数割合は、「2000頭以上」の 階層が全体の約8割を占めている。(表8)。

全国農業地域別にみると、豚の飼養戸数は、 前年に比べ北海道および四国で増加したが、 これら以外の地域で減少した。飼養頭数は、 前年に比べ北海道、東海、中国および沖縄で 増加したが、これら以外の地域では減少した。

なお、地域別の飼養頭数割合は、関東・東山 および九州で全国の約6割を占めている(表 9)

(表7) 豚の飼養戸数・頭数(全国)

				飼	養頭	数	1戸当たり	
	区	分	飼養戸数	計	子取り用 めす豚	肥育豚	飼養頭数	
			戸	千頭	千頭	千頭	頭	
実	数							
	令	和3年	3,850	9,290.0	823.2	7,676.0	2,413.0	
		4	3,590	8,949.0	789.1	7,515.0	2,492.8	
対前	回比(9	%)						
	4	4/3	93.2	96.3	95.9	97.9	1) 79.8	

注:1) は対前年差である。

#### (表8) 肥育豚の飼養頭数規模別飼養戸数・頭数(全国)

		畄				肥	育 豚 負	词 養 頭	数規模	į		肥育豚
区	分	単位	計	小計	1~99頭	100~299	300~499	500~999	1,000~1,999	2,000頭以上	3,000頭以上	なし
飼養戸数												
実 数	令和3年	戸	3,710	3,490	350	386	358	679	718	997	695	224
	4	"	3,450	3,230	320	316	318	686	633	958	662	221
対前年比	4/3	%	93.0	92.6	91.4	81.9	88.8	101.0	88.2	96.1	95.3	98.7
構成比	令和4年	"	100.0	93.6	9.3	9.2	9.2	19.9	18.3	27.8	19.2	6.4
飼養頭数												
実 数	令和3年	千頭	9,255.0	8,841.0	44.3	92.4	179.0	570.4	1,075.0	6,880.0	6,095.0	414.2
	4	"	8,914.0	8,550.0	21.2	80.4	157.2	578.7	1,020.0	6,692.0	5,913.0	364.0
対前年比	4/3	%	96.3	96.7	47.9	87.0	87.8	101.5	94.9	97.3	97.0	87.9
構 成 比	令和4年	"	100.0	95.9	0.2	0.9	1.8	6.5	11.4	75.1	66.3	4.1

注:1 学校、試験場等の非営利的な飼養者は含まない。

#### (表9)豚の全国農業地域別飼養戸数・頭数

区	分	単位	全国	北海道	東北	北陸	関東   ・   東山	東海	近畿	中国	四国	九州	沖 縄
飼養戸数						•		,	,				
実 数	令和3年	戸	3,850	199	469	127	1,020	297	60	76	128	1,250	225
	4	"	3,590	203	435	121	937	292	53	73	131	1,130	219
対前年比	4/3	%	93.2	102.0	92.8	95.3	91.9	98.3	88.3	96.1	102.3	90.4	97.3
全国割合	令和4年	"	100.0	5.7	12.1	3.4	26.1	8.1	1.5	2.0	3.6	31.5	6.1
飼養頭数													
実 数	令和3年	千頭	9,290.0	724.9	1,608.0	226.8	2,429.0	563.4	46.7	290.7	304.6	2,892.0	203.4
	4	"	8,949.0	727.8	1,604.0	208.5	2,170.0	574.8	44.4	314.0	293.5	2,800.0	211.7
対前年比	4/3	%	96.3	100.4	99.8	91.9	89.3	102.0	95.1	108.0	96.4	96.8	104.1
全国割合	令和4年	"	100.0	8.1	17.9	2.3	24.2	6.4	0.5	3.5	3.3	31.3	2.4

<sup>2</sup> 飼養頭数は、各階層の飼養者が飼養している全ての豚 (子取り用めす豚、種おす豚及びその他 (肥育用のもと豚等) を含む。) である。

## 農畜産業振興機構からのお知らせ

## 各種交付金単価の公表について

#### 1. 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)(令和4年5月分)

(独) 農畜産業振興機構は、令和4年5月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定 に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経 営安定交付金交付要綱(平成30年12月26日付け30農畜機第5251号)第4の6の(5)のオの規定 および同(5)のカの規定により準用する同(1)から(4)までの規定に基づき標準的販売価 格および標準的生産費ならびに交付金単価を表1および表2のとおり公表しました。

また、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払いを行います。標準的生産費お よび交付金単価の確定値については、令和4年8月上旬に公表する予定です。

#### (表1) 肉専用種の交付金単価(概算払)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1
北海道	1,204,044円	1,145,311円	_	静岡県	1,210,575円	1,136,354円	_
青森県	1,211,858円	1,129,506円	_	新潟県	1,247,059円	1,103,737円	_
岩手県	1,211,858円	1,094,635円	_	富山県	1,247,059円	1,157,592円	_
宮城県	1,211,858円	1,132,808円	_	石川県	1,247,059円	1,149,443円	_
秋田県	1,211,858円	1,120,690円	_	福井県	1,247,059円	1,167,728円	_
山形県	1,211,858円	1,098,522円	_	岐阜県※2	1,448,266円	1,178,318円	_
福島県	1,211,858円	1,136,246円	_	愛知県	1,201,724円	1,108,396円	_
茨城県	1,210,575円	1,143,492円	_	三重県	1,201,724円	1,120,335円	_
栃木県	1,210,575円	1,140,468円	_	滋賀県	1,286,779円	1,141,880円	_
群馬県	1,210,575円	1,144,757円	_	京都府	1,286,779円	1,139,871円	_
埼玉県	1,210,575円	1,137,332円	_	大阪府	1,286,779円	1,096,156円	_
千葉県	1,210,575円	1,112,729円	_	兵庫県	1,286,779円	1,128,514円	_
東京都	1,210,575円	1,110,031円	_	奈良県	1,286,779円	1,123,700円	_
神奈川県	1,210,575円	1,142,809円	_	和歌山県	1,286,779円	1,104,171円	_
山梨県	1,210,575円	1,141,620円	_	鳥取県	1,185,886円	1,138,422円	_
長野県	1,210,575円	1,136,929円	_	島根県	1,185,886円	1,124,267円	_

(つづく)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格		肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1
岡山県	1,185,886円	1,095,860円	_	佐賀県	1,213,369円	1,113,657円	_
広島県	1,185,886円	1,128,954円	_	長崎県	1,213,369円	1,111,099円	_
山口県	1,185,886円	1,122,092円	_	熊本県	1,213,369円	1,125,581円	_
徳島県	1,218,157円	1,122,647円	_	大分県	1,213,369円	1,125,667円	_
香川県	1,218,157円	1,131,956円	_	宮崎県	1,213,369円	1,144,052円	_
愛媛県	1,218,157円	1,116,800円	_	鹿児島県	1,213,369円	1,127,184円	_
高知県	1,218,157円	1,082,606円	_	沖縄県	1,193,779円	1,053,674円	_
福岡県	1,213,369円	1,114,877円	_				

#### (表2) 交雑種・乳用種の交付金単価 (概算払)

	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
交雑種	750,114円	724,455円	_
乳用種	463,073円	509,814円	36,066.9円

- ※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、肉用牛1頭当たりの標準的生産費と肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から6,000円を控除した額です。
- ※2 ※2を付した岐阜県については、都道府県標準販売価格が、全国一円を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、単独で標準的販売価格の算定を行っています。
- 注) 令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

#### 2. 肉豚経営安定交付金 (豚マルキン) (令和4年度第1四半期)

令和4年4月から6月までの算出期間(令和4年度第1四半期)における、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の(5)の規定により算出した見込みの標準的販売価格および見込みの標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、概算払はありません。

なお、今回の算出期間における確定値については、8月上旬に公表する予定です。

#### (表3) 肉豚経営安定交付金単価について

算出期間	令和4年4月から6月まで
肉豚1頭当たりの見込みの標準的販売価格	40,812円/頭
肉豚1頭当たりの見込みの標準的生産費	38,724円/頭
肉豚1頭当たりの見込みの交付金単価*	一 (概算払なし)

<sup>※</sup> 肉豚1頭当たりの見込みの交付金単価は、肉豚1頭当たりの見込みの標準的生産費と肉豚1頭当たりの見込みの標準的販売 価格との差額に100分の90を乗じた額から900円を控除した額です。